

No	区分	事業・補助内容		
1	新商品開発	【地域産業支援事業補助金】 ※事業着手前に、審査会を経てからの申請となります。		
		アドバイザーと一緒に新商品やお土産品の開発に取り組む際に要する経費へ補助	(補助対象経費) ・謝金 ・旅費 ・備品購入費 ・原材料費 ・宣伝広告費 ・委託費 ・外注加工費 ・商談会経費 など	○補助率：2分の1以内 ○上限額：個人 50万円 法人 200万円
2	販路開拓	【展示商談会等助成事業補助金】 ※事業着手前に、申請をする必要があります。		
		県外の商談会や物産展等に要する経費への補助	(補助対象経費) ・出展料 ・展示装飾費 ・搬送費 ・交通費 ・宿泊費 ・資料制作費	○補助率：2分の1以内 (上限額：20万円) ※物産展等(BtoC)については、下線部分が補助対象経費で、上限は10万円です。
3	創業支援	【創業支援補助金】 ※事業着手前に、認定を受ける必要があります。		
		市内で新たに創業する者を支援するため、金融機関から融資を受けて取り組む経費へ補助	(補助対象経費) ・広告宣伝費 ・印刷製本費 ・委託費 ・備品購入費 ・工事請負費 など	○補助率：2分の1以内 (上限額：50万円)
4	創業支援	【空き店舗対策事業補助金】 ※事業着手前に、認定を受ける必要があります。		
		市内の空き店舗へ新たに新店を出す際の①賃借料②改修費へ補助	①賃借料：礼金、敷金及び共益費等は除く ②改修費：内外装工事、給排水工事、空調工事、サイン工事、電気・照明工事等、建物と一体となって機能する設備(商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む) ○補助率 ①賃借料：3分の2以内(上限額：月5万円、12か月分までとする。) ②改修費：2分の1以内(上限額：指定地域100万円、その他50万円)	
5	全般	【経営改善支援事業補助金】 ※事業着手前に、申請をする必要があります。		
		経営改善に取り組む市内事業者に対する補助 ※経営相談会へ参加する等の要件あり。	(補助対象経費) ・広告宣伝費 ・印刷製本費 ・報償費 ・委託費 ・備品購入費、リース料 ・工事請負費 など	○補助率：2分の1以内 (上限額) ・個人事業主：10万円 ・法人：20万円
6	資金関係	【特別保証制度保証料補助金】		
		平川市特別保証制度にて融資を受けた際に発生する保証料を全額補助 ※融資利率：1.8%以内	(小口資金特別保証制度)	融資限度額：1,250万円 融資期間：運転・設備 最長7年
			(事業活性化資金特別保証制度)	融資限度額：2,000万円 融資期間：運転・設備 最長10年
			(小口零細企業特別保証制度)	融資限度額：1,250万円 融資期間：運転・設備 最長10年

ウラ面もあります。

No	区分	事業・補助内容		
7	資金関係	【県連携保証制度保証料補助金】		
		青森県特別保証制度の連携メニュー	①「青森新時代」への架け橋資金 ・創業（創業後5年未満の中小企業者を含む。） ・新商品等の開発・新分野進出を図る事業 ・DXを推進する取組・生産性向上を図る事業 ・事業承継枠 ・金融機関提案枠（青森みちのく銀行） ②事業活動応援資金 ・事業活動枠 ③経営安定化サポート資金 ・経営安定枠	
		青森県特別保証制度の連携メニューを利用した場合に発生する保証料を補助	保証料補助条件等	①「青森新時代」への架け橋資金 ②事業活動応援資金 補助対象融資額：1,000万円 融資利率：2.0%以内 補助対象期間：運転・設備10年以内（一部、借換資金も対象） 保証料：所定の保証料率に対する保証料の全額または2分の1補助 ③経営安定化サポート資金 補助対象融資額：1,000万円 融資利率：1.6% 補助対象期間：運転・設備10年以内 保証料：所定の保証料率に対する保証料への全額補助

※No6、7については、直接金融機関へご相談ください。

～ 市と21あおもりの共催による「経営相談会」を月1回開催しています。～
 詳細については市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.hirakawa.lg.jp>

○この他にも、県内の支援策については

・あおもり産業情報サイト

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/industryinformation.html>

・公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター

<https://www.21aomori.or.jp>

をご覧ください。

検索して
みてネ！



【No 1 ～ 5 の補助事業の詳細については】
商工観光課商工観光係 ☎0172-55-5732（直通）